



登米市公告第 95 号

森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 4 日

登米市長 熊谷 康 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林の見込み面積	筆数	森林所有者数	経営管理権の終期	備考
1	登米町地区	15.96 ha	4 筆	1 人	2036.3.31	整理番号 R7 中山第 1 号

2 縦覧場所

登米市産業経済部農林振興課、登米市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、登米市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。